

令和6年3月22日（金）  
土木部港湾課  
担当：高橋、岩田（内線：4241）  
ダイヤルイン：087-832-3549

## 「総合的な防衛体制の強化に資する取組」に関する 国からの第3回説明会について

「特定利用港湾」に関し、国から第3回目の説明会が、令和6年3月21日（木）に開催されましたので、その概要をお知らせいたします。

### ○会議の概要

- ・開催日時 令和6年3月21日（木）13時30分～14時40分（WEB会議）
- ・説明者 内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省
- ・対応者 土木部、政策部、危機管理総局、交流推進部

### ○別添資料

- 1 総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について（依頼）
- 2 「総合的な防衛体制の強化に資する取組に関する質問事項について」に対するご回答
- 3 「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するQ&A

（参考：前回（令和5年12月25日）の国からの提供資料）

- 4 総合的な防衛体制の強化に資する取組について（公共インフラ整備）

令和6年3月18日  
内閣官房  
国土交通省  
防衛省

香川県知事様

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について  
(依頼)

国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）に基づく、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と香川県との間で確認することを依頼する。

(案)

## 高松港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省中国四国防衛局・海上保安庁第六管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省四国地方整備局はこれに協力する。

令和6年●月●日

国土交通省四国地方整備局次長

海上保安庁第六管区海上保安本部長

防衛省中国四国防衛局長

香川県知事

令和6年3月19日  
内閣官房  
国土交通省  
防衛省

「総合的な防衛体制の強化に資する取組に関する質問事項について」に対するご回答

ご連絡いただいたおりました質問事項について、以下のとおり回答いたします。

問1 「枠組みのイメージ」の「緊急時」は何を指すのか。有事(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)でないとの理解でよいか。

- 「国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合」や「艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合」である。いずれも武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のような有事は含まない。

問2 「緊急時」の具体例をご教示いただきたい。

- 災害発生時や弾道ミサイル等に対する破壊措置の対応時等の「国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合」と、自衛隊艦船に火災が発生し、消火等の応急措置は行ったものの、更なる航行に向けての安全性を確認するため、艦船を急ぎ接岸させる必要がある場合等の「艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合」を想定している。

問3 「関係者間で連携し、柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める」とは自衛隊等の優先利用を指すのか。

- 緊急性が高い場合において、港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう、港湾管理者が努める、との旨である。これは、自衛隊や海上保安庁の船舶の優先利用を求めるものではなく、平時における一利用者としての自衛隊や海上保安庁の船舶の利用であり、利用の可否の判断も現行の港湾法等の関係法令の解釈を超えるものではなく、通常、港湾管理者が行う判断と変わることはない。

問4 「民生利用に配慮しつつも」とは、「自衛隊等の利用を優先する中で民間船舶の利用にも配慮する」との趣旨ともとられるが、自衛隊等の優先利用を求めるものでない、との考え方との整合性をどう理解すればよいのか。

- 一利用者としての自衛隊や海上保安庁の船舶の利用に際し、緊急性が高い場合において、港湾施設を利用する合理的な理由があると港湾管理者が認める時に、柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう、港湾管理者が努めるもの。利用の可否の判断も現行の港湾法等の関係法令の解釈を超えるものではなく、通常、港湾管理者が行う判断と変わることはない。

**問 5 連絡・調整体制を設け行う意見交換の具体的内容をご教示いただきたい。**

- ・ 例えば、関係者で構成される会議体をあらかじめ設置し、早めに自衛隊に係る情報を共有し、課題等について意見交換を行うこと等を検討している。インフラ管理者との間で、緊急性や合理的な理由の有無について協議し、双方がその必要性を認めた場合、例えばバースが埋まっている場合には、他の空いているバースの情報等を御提供いただく、(当該バースを利用予定の)利用者との調整をご支援いただく、場合によっては利用者と自衛隊が直接調整することについてご理解いただくこと等を想定している。

**問 6 合意の手続のプロセスや、「方針」の策定と「枠組み」の調整に関する具体的なスケジュールをご教示いただきたい。**

- ・ 「円滑な利用に関する確認事項」について、年度末を目途に、国と港湾管理者との間で文書を取り交わすことを想定している。
- ・ その上で、年度末を目途に関係閣僚会議を開催し、「特定利用港湾」となる空港・港湾の名称を記載した「運用・整備方針」を策定して、公表することを予定している。

**問 7 本取組の根拠をご教示いただきたい。**

- ・ 「特定利用空港・港湾」に係る今般の取組は、国家安全保障戦略(令和4年12月16日閣議決定)に基づき、関係閣僚会議(令和5年8月25日、12月18日及び12月22日)で共有された認識の下進めるもの。
- ・ 本件取組を規定した特別な法律の根拠があるわけではなく、既存の法令下で進めることとしている。

**問 8 法的根拠が必要ない理由をご教示いただきたい。**

- ・ 本件取組は既存の法令の下で、安全保障等の観点も踏まえながら、適切な空港・港湾の運用について確認するもの。
- ・ 例えば新たな義務を課したり、あるいは権利を制限しようとするものではないことから、特別の法的根拠が必要とは考えていない。

**問 9 国の防衛政策のための判断について、予算をちらつかせ地方自治体に合意を迫ることの適切性をご教示いただきたい。**

- ・ 本件は国全体の安全保障政策や防衛政策を踏まえた判断や調整を管理者に求めるものではなく、平時における一利用者としての自衛隊や海上保安庁の船舶の利用の円滑化を図る取組である。
- ・ また、利用の可否の判断も現行の港湾法等の関係法令の解釈を超えるものではなく、通常、港湾管理者が行う判断と変わることろはない。

問 10 自衛隊等の優先利用の可能性及びその場合の法的根拠をご教示いただきたい。

- ・「円滑な利用に関する枠組み」は自衛隊・海上保安庁の優先利用を前提としたものではなく、港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、あくまで関係者間で連携し、柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みである。

問 11 「運用・整備方針」の位置づけをご教示いただきたい。

- ・「運用・整備方針」は、第2回関係閣僚会議資料の「『運用・整備方針の骨子』」にあるように、本件取組の基本的な方針を記載することに加え、「円滑な利用に関する枠組み」に関する調整が整った空港・港湾について、具体的な名称を記載することとしている。
- ・「運用・整備方針」は、本件取組の基本的な方針等を示すものであり、「特定利用空港・港湾」に係る運用や整備については、既存の法令の下で作成されるものである。

問 12 想定している輸送艦の搭載等や、護衛艦の離接岸等の訓練は、それぞれ、何日間程度を想定しているか、ご教示いただきたい。

- ・これまで輸送艦の搭載等や、護衛艦の離接岸等の訓練は、概ね1～3日程度で実施してきている。
- ・訓練の実施に当たっては、事前に訓練内容、訓練実施日等をインフラ管理者や関係自治体等へ説明している。

問 13 対象となる整備事業箇所をご教示いただきたい。

- ・民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁による円滑な利用にも資する事業として、朝日地区における複合一貫輸送ターミナルの整備が該当すると考えている。

問 14 四国地方整備局の署名者はなぜ局長でなく次長であるのか。次長であればどなたか。

- ・国土交通省所管会計事務取扱規則において、地方整備局における港湾関係事務に関するものについては、次長(港湾担当)が契約担当官等と定められていることなどを踏まえ、本件に関しては港湾関係事務を所掌する四国地方整備局次長としております。

問 15 民間利用者が予定していた施設利用ができず被害を被った場合、その補償は誰が行うのかご教示いただきたい。

- ・自衛隊・海上保安庁が緊急時において、港湾を利用させるために、先に民間事業者に行っていった許可の取り消し処分等を行うかどうかについては、あくまでインフラ管理者の判断であり、国側からインフラ管理者に対し、そのような判断を強制したり、義務付けるものではない。
- ・その上で、許可の取り消しが必要であるとインフラ管理者が判断し、これにより民間事業者に被害が生じた場合の補償については、個々の事案ごとに、状況を勘案し検討することが必要と考えている。

問 16 自衛隊等の訓練予定が入っていても、前港の都合により、急遽、民間事業者の船舶が高松港への入港を求める場合がある。このような時に、自衛隊等の利用を理由として高松港への入港を断れば、沖待ちのために民間事業者が多大な費用負担を被るとともに、商業港としての信用を失うことになりかねない。そうならないよう、訓練を一時停止するなどの対応が可能か、ご教示いただきたい。

- ・ 港湾の利用にあたっては、港湾法等の既存の法令に基づき、インフラ管理者等と連携し、適切に対応してまいりたいと考えている。

問 17 年度内の合意を見送ることは可能かご教示いただきたい。

- ・ 今年度に円滑な利用に関する枠組みが設けられなかった場合でも、来年度以降も引き続き調整させて頂きたい。

問 18 どのような訓練を想定しているのか、陸上自衛隊第 14 旅団との連動はあるのかご教示いただきたい。

- ・ 港湾を利用した訓練については、例えば、輸送艦等による国民保護のための訓練や部隊の搭載・卸下のための訓練、護衛艦による離岸・接岸の訓練等を想定している。
- ・ 陸上自衛隊第 14 旅団との連動も想定されるが、具体的な訓練内容は、現時点では未定である。

問 19 ジュネーブ条約では、民間の施設は攻撃しないとなっているが、相手が共用港とみなしてジュネーブ条約には反しないと主張したときに、どうするのかご教示いただきたい。

- ・ 何がジュネーブ諸条約第一追加議定書ジュネーブ諸条約第一追加議定書第52条2に規定される「軍事目標」に当たるかについては、実際に武力紛争が生じた場合において、その時点における状況下で判断する必要があるものであり、一概にお答えできないものであると認識している。

問 20 有事の際に高松港を利用することになるのか、ご教示いただきたい。

- ・ 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のような有事においては、その時の状況に応じて、必要な港湾施設の利用をすることになり、したがって、特定利用港湾の指定を受けるかについては、直接的な関係はない。

問 21 合意しない場合、予算の削減などがあるのか、ご教示いただきたい。

- ・ 特定利用港湾の配分については、あらかじめこれらの予算額を取り置いて、この中から配分するという性格のものではない。
  - ・ あくまでも、港湾予算全体の中で、
    - ・ 民生利用のための必要性で判断することを大前提とした上で、
    - ・ 自衛隊・海上保安庁のニーズも踏まえた整備の重要性に配慮して、
- 個々の事業の配分額(箇所付け)を判断していくことになる。その結果として、特定利用港湾の配分が決まることになる。

問 22 防衛3文書を踏まえて指定されるのであれば、高松港が有事の際に攻撃対象になるのではないか。

- ・「特定利用空港・港湾」は、新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことを目的とするものではない。
- ・また、自衛隊・海上保安庁は、これまで民間の空港・港湾を利用してきています。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設けることになりますが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえない。
- ・むしろ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものである。

問 23 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における港湾の利用調整は、特定公共施設利用法に基づき行われるとのことだが、存立危機事態及び重要影響事態については、同法による枠組みの対象となるのか、平時の港湾法等の枠組みの対象となるのか、ご教示いただきたい。

- ・特定公共施設利用法は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における、港湾や飛行場などの施設の利用調整の枠組みを定めたものであり、法令上、存立危機事態及び重要影響事態については、同法の適用対象外となる。
- ・本枠組みでの「緊急性が高い場合」とは大規模災害や北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に対する対応などや船舶・航空機の不測の事態への対応を意味している。いずれにせよ、特定公共施設利用法が対象とする武力攻撃事態または武力攻撃予測事態は除かれ、それ以外の状況については含まれるものであり、どのような状況が該当するかは、個別具体的な状況に即して判断するものと承知。

問 24 既に自衛隊等が訓練を実施している港湾であっても検討の対象となっていないものがあるとのことだが、特定の国や地域への対応を念頭においてものではなく、あらゆる事態を想定しているのであれば、例えば、自衛隊等の艦船が入港可能な港については、全て、この取組みの対象にすべきではないかと考えるが、国の考え方をご教示いただきたい。

- ・今回の公共インフラ整備の取組は、戦後最も厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平時から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けたものを、「特定利用空港・港湾」とするものである。引き続きこうした考え方に基づき、必要な空港・港湾の選定を行っていきたいと考えている。

問 25 特定利用港湾に指定されることで、有事(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)および平時においても、存立危機事態及び重要影響事態などにおいて、利用される可能性が高まるのか、国の考え方をご教示いただきたい。

- ・ 我が国は、戦後最も厳しい安全保障環境の下に置かれており、このような状況を踏まえた対応を実効的に行うためには、平素から自衛隊・海上保安庁が民間の空港・港湾を円滑な利用できるようにすることが重要。かかる観点から、今般、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用港湾」とするもの。
- ・ その上で、武力攻撃事態等の各種事態において、自衛隊が利用する港湾については、実際に発生した個々の具体的な状況に応じて判断することとなるため、予断を持ってお答えすることは困難であることをご理解いただきたい。

「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関する  
Q&A

取組全般

- Q 1 「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」とは、どのような取組ですか？
- Q 2 特定の国への対応を念頭に置いた取組ですか？
- Q 3 この取組は有事を対象とするものですか？
- Q 4 それぞれの空港・港湾の選定理由は何ですか？
- Q 5 民間の空港・港湾を軍事施設化する取組ですか？
- Q 6 「特定利用空港・港湾」となることで、有事において、攻撃目標となるのではないですか？
- Q 7 既に自衛隊や海上保安庁が訓練を実施している空港・港湾であっても、検討の対象になっていないものもありますか？ある場合、それはなぜですか？

利用関係

- Q 8 「特定利用空港・港湾」において、自衛隊や海上保安庁はどのような訓練を行うことを想定していますか？
- Q 9 自衛隊による訓練において、どのくらいの頻度で「特定利用空港・港湾」を利用する想定していますか？
- Q 10 「特定利用空港・港湾」となることで、米軍も利用することになりますか？少なくとも、米軍が利用する可能性が高まるのではないかですか？
- Q 11 自衛隊や海上保安庁が「特定利用空港・港湾」を利用する際に、弾薬等の危険物も取り扱うのですか？
- Q 12 なぜ、わざわざ「円滑な利用に関する枠組み」を設けること

が必要なのですか？

Q13 「民間の空港・港湾で、様々な団体の反対があり、なかなか自衛隊がアクセスできない状況がある」といった報道もありますが、実際にどのような事例があるのですか？

Q14 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、「特定利用空港・港湾」を、自衛隊や海上保安庁が優先利用することになりますか？

Q15 自衛隊や海上保安庁は、なぜ平素から「特定利用空港・港湾」を訓練で利用しなければならないのですか？

Q16 自衛隊や海上保安庁は、今後、「特定利用空港・港湾」以外を利用しなくなるのですか？

Q17 自衛隊や海上保安庁が「特定利用空港・港湾」を訓練で利用する場合は、事前に住民に知らされますか？

#### 整備関係

Q18 「特定利用空港・港湾」となった場合、どのような整備を行うのですか？

Q19 自衛隊・海上保安庁のニーズのみの場合でも整備を行うのですか？

Q20 第2回関係閣僚会議資料において、「整備を図る」とありますが、「特定利用空港・港湾」になれば、新たな事業が採択されやすくなるのですか？

Q21 第2回関係閣僚会議資料において、「既存事業の促進を図る」とありますが、現在行っている工事について、何か変更されるのですか？

## 予算関係

Q22 自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき整備するのであれば、自衛隊や海上保安庁の予算で行うのですか？自衛隊や海上保安庁の予算で行うべきではないですか？

Q23 「特定利用空港・港湾」に係る予算額はいつ公表されますか？

Q24 「特定利用空港・港湾」となった場合、管理者である自治体等に対して、この取組における対象事業の整備費や整備に伴って発生する維持管理費について、国による特別な財政措置や支援はありますか？

## 地域への影響

Q25 「特定利用空港・港湾」となることは、地元にとってどのようなメリットがありますか？

Q26 自衛隊機が訓練で空港を利用するとなれば、騒音が大きくなるのではないですか？

## <取組全般>

Q 1 「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」とは、どのような取組ですか？

(A)

- 我が国は、戦後最も厳しい安全保障環境の下に置かれています。この取組は、このような安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、
- ・ 平素から、必要に応じて自衛隊・海上保安庁が民間の空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者（地方公共団体等）との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」とし、
  - ・ その上で、それらの空港・港湾について、あくまで民生利用を主としつつも、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図るという取組です。

Q 2 特定の国への対応を念頭に置いた取組ですか？

(A)

- この取組は、特定の国や地域への対応を念頭に置いたものではありません。

Q 3 この取組は有事を対象とするものですか？

(A)

- この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定された武力攻撃事態等

における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）等に基づき行われます。

**Q 4 それぞれの空港・港湾の選定理由は何ですか？**

(A)

- この取組において、空港・港湾の対象候補を選定するにあたっては、自衛隊・海上保安庁が、厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、例えば、
  - ・島しょが広い範囲にわたり存在する南西諸島や、
  - ・部隊等の所在地の近傍に所在するなど、それぞれの空港・港湾の重要な特性に着目し、その整備状況等も踏まえて選定しています。

**Q 5 民間の空港・港湾を軍事施設化する取組ですか？**

(A)

- この取組によって、民間の空港・港湾に新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことはありません。

**Q 6 「特定利用空港・港湾」となることで、有事において、攻撃目標となるのではないですか？**

(A)

- 「特定利用空港・港湾」は、新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことを目的とするものではありません。
- また、自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用しています。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設けることとなります。そのため、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性

が高まるとはいえません。

- むしろ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものです。

Q 7 既に自衛隊や海上保安庁が訓練を実施している空港・港湾であっても、検討の対象になっていないものはありますか？ある場合、それはなぜですか？

(A)

- この取組において、空港・港湾の対象候補を選定するにあたっては、例えば、  
・島しょが広い範囲にわたり存在する南西諸島や、  
・部隊等の所在地の近傍の地域  
に所在するなど、それぞれの空港・港湾の重要な特性に着目し、その整備状況等も踏まえて選定しています。
- このため、自衛隊や海上保安庁がこれまで訓練で利用している空港・港湾であっても、現時点で対象候補となっていないものは存在しますが、今後、検討・調整を進める中で対象候補となる可能性があります。

#### <利用関係>

Q 8 「特定利用空港・港湾」において、自衛隊や海上保安庁はどのような訓練を行うことを想定していますか？

(A)

- 例えば、自衛隊の航空機については、輸送機による迅速な国民保護のための訓練、戦闘機や輸送機による離着陸訓練、離着陸に必要な各種資器材・人員等の空港への展開訓練等を想定していま

す。また、自衛隊の艦船については、輸送艦等による国民保護のための避難や部隊の搭載・卸下のための訓練、護衛艦による離岸・接岸の訓練等を想定しています。

- 海上保安庁では、国民保護のための訓練や災害対応、港湾施設等のテロ等警戒、捜索救難・人命救助等への対応に必要な訓練等を想定しています。

Q9 自衛隊による訓練において、どのくらいの頻度で「特定利用空港・港湾」を利用することを想定していますか？

(A)

- それぞれの空港・港湾につき、多くとも年数回程度を想定しており、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはなりません。

Q10 「特定利用空港・港湾」となることで、米軍も利用することになりますか？少なくとも、米軍が利用する可能性が高まるのではないか？

(A)

- この枠組みは、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありません。

Q11 自衛隊や海上保安庁が「特定利用空港・港湾」を利用する際に、弾薬等の危険物も取扱うのですか？

(A)

- 自衛隊では武器・弾薬等を含む物資輸送や部隊の展開のために、海上保安庁では海上保安業務（海難救助や領海警備等）に必要な火工品や弾薬の積卸しのために、「特定利用空港・港湾」を利用する事はあります。その場合においても、関連する法令に則り、

安全に十分配慮してまいります。

Q12 なぜ、わざわざ「円滑な利用に関する枠組み」を設けることが必要なのですか？

(A)

- これまで、自衛隊・海上保安庁が、民間の空港・港湾を利用する際には、必要な時にその都度調整を行っていましたが、インフラ管理者との間であらかじめ利用調整の枠組みを設け、円滑に調整できるようにしておくことで、これまで以上に円滑な利用が可能となります。

Q13 「民間の空港・港湾で、様々な団体の反対があり、なかなか自衛隊がアクセスできない状況がある」といった報道もありますが、実際にどのような事例があるのですか？

(A)

- 空港については、これまで災害派遣や防災訓練等でしか利用できていないものや、利用を断られた事例があるほか、港湾についても、入港に必要な調整を円滑に行うことができず、入港を断念した事例があります。

Q14 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、「特定利用空港・港湾」を、自衛隊や海上保安庁が優先利用することになりますか？

(A)

- 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません。あくまで港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みです。

Q15 自衛隊や海上保安庁は、なぜ平素から訓練で「特定利用空港・港湾」を利用しなければならないのですか？

(A)

- 空港・港湾は、それぞれに異なる特性があり、例えば航空機の離着陸や船舶の離岸・接岸には、空港・港湾ごとの構造や気象などに大きな影響を受けます。このため、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が、空港・港湾を安全に利用するためには、平素からそれぞれの特性に習熟しておくことが重要です。

Q16 自衛隊や海上保安庁は、今後、「特定利用空港・港湾」以外を利用しなくなるのですか？

(A)

- 自衛隊・海上保安庁が利用する施設は、活動の内容や部隊等の特性、災害の発生地域等に応じて決めているため、「特定利用空港・港湾」以外の空港・港湾を利用することもあります。

Q17 自衛隊や海上保安庁が「特定利用空港・港湾」を訓練で利用する場合は、事前に住民に知らされますか？

(A)

- これまでも自衛隊・海上保安庁の訓練の実施に当たっては、地域住民に及ぼす影響を考慮し、訓練内容や規模によっては、事前に訓練内容・実施日等をインフラ管理者や関係自治体へ説明しており、「特定利用空港・港湾」を利用する場合においても、同様に対応します。

### <整備関係>

Q18 「特定利用空港・港湾」となった場合、どのような整備を行いますか？

(A)

- 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁による円滑な利用にも資するよう、空港の滑走路延長やエプロン整備、港湾の岸壁整備や航路整備などに加え、それぞれの既存事業を促進することによって、空港・港湾の利便性の確保や機能を強化することとなります。
- なお、自衛隊や海上保安庁専用の施設を整備するものではありません。

Q19 自衛隊・海上保安庁のニーズのみの場合でも整備を行うのですか？

(A)

- 自衛隊や海上保安庁のニーズのみの場合には、自衛隊や海上保安庁の事業として行います。

Q20 第2回関係閣僚会議資料において、「整備を図る」とありますが、「特定利用空港・港湾」になれば、新たな事業が採択されやすくなるのですか？

(A)

- 「特定利用空港・港湾」においても、他の公共事業と同様に、まずはコスト・ベネフィット分析等を行い、民生利用の必要性をしっかり確認します。その上で、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、整備の実施について判断していきます。

Q21 第2回関係閣僚会議資料において、「既存事業の促進を図る」とありますが、現在行っている工事について、何か変更されるのですか？

(A)

- 現在継続中の事業についても、「特定利用空港・港湾」となった後は、民生利用の必要性に加え、安全保障上の観点からの重要性も加味されることになります。

#### <予算関係>

Q22 自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき整備するのであれば、自衛隊や海上保安庁の予算で行うのですか？自衛隊や海上保安庁の予算で行うべきではないですか？

(A)

- 「特定利用空港・港湾」における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、他の公共事業と同様に公共事業予算によって行われます。

Q23 「特定利用空港・港湾」に係る予算額はいつ公表されますか？

(A)

- 「特定利用空港・港湾」に係る予算額については、他の公共事業と併せて年度末に公表することとしています。

Q24 「特定利用空港・港湾」となった場合、管理者である自治体等に対して、この取組における対象事業の整備費や整備に伴って発生する維持管理費について、国による特別な財政措置や支援はありますか？

(A)

- 「特定利用空港・港湾」における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、空港整備事業・港湾整備事業の既存の制度に基づくこととしています。このため、整備費等についても、既存の制度に基づいて、これまでどおり国とインフラ管理者等がそれぞれ必要な費用を負担することとなります。

#### <地域への影響>

Q25 「特定利用空港・港湾」となることは、地元にとってどのようなメリットがありますか？

(A)

- 「特定利用空港・港湾」については、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、安全保障上の観点からの重要性も加味しながら当該整備の重要性を検討し、必要となる予算の確保及びそれに基づく事業のより着実な推進に努めます。
- また、一般論として、国民保護・災害派遣の観点からは、より大型の航空機・船舶が利用できるようになれば、住民避難や救援部隊等の派遣がより効率的に実施できるようになります。

Q26 自衛隊機が訓練で空港を利用するとなれば、騒音が大きくなるのではないですか？

(A)

- 訓練等の実施に当たっては、自衛隊機による利用が空港周辺の方々に及ぼす影響が最小限となるよう、努めてまいります。

## 総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

# 自衛隊・海上保安庁の活動上のニーズ

自衛隊及び海上保安庁は、安全保障環境を踏まえ、必要な場合、以下のような活動を行う。このために、必要な空港・港湾等を整備し、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機が平時から円滑に利用できるようにすることが必要である。

## 【海上保安庁】

港湾施設等におけるテロ等の警戒、捜索救難・人命救助、国民保護等を実施。

## 【自衛隊】

- 航空優勢を確保し、我が国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止
- 状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開。また、国民保護を実施。

### 【参考：国家安全保障戦略の記述】

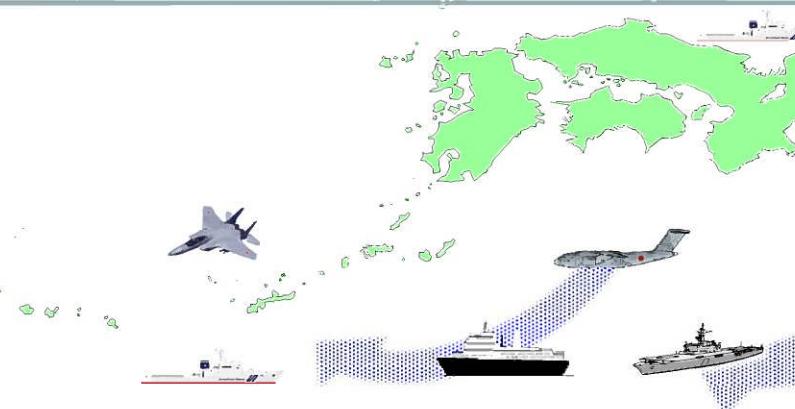
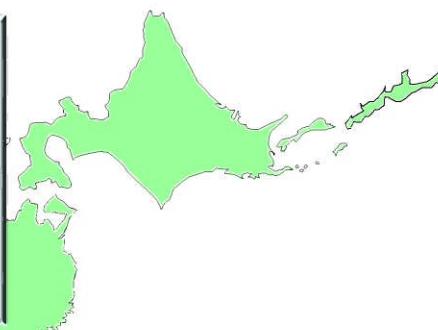
総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。

## 考え方

- 安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平時から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける（3ページ）。これらを、「特定利用空港・港湾」とする。
- 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。
- 年度末を目途に上記を示した「運用・整備方針」を確認する（4ページ）。

## 【整備】

- 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、有事のみならず平時においても円滑な利用を確保する。
- 空港の滑走路延長・エプロン整備や港湾の岸壁・航路の整備などを行う。



## 【既存事業の促進】

- 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、有事のみならず平時においても円滑な利用を確保する。
- 自衛隊・海上保安庁の早期かつ円滑な利用にも資するよう、既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行う。

## 空港・港湾における「円滑な利用に関する枠組み」のイメージ

インフラ管理者と関係省庁の間で、年度末を目途に、以下を内容とする「円滑な利用に関する枠組み」が設けられるように調整を加速化。

- インフラ管理者は、平素より自衛隊・海上保安庁が訓練等で円滑に空港や港湾を利用できるよう、関係法令等を踏まえ、適切に対応すること。
- 訓練等以外でも緊急時には、関係者間で連携し、柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努めること。
- 具体的な運用については、関係者間で連絡・調整体制を構築し、意見交換を行っていくこと。

## 「運用・整備方針」の骨子

年度末を目指し、「特定利用空港・港湾」に係る運用・整備方針を策定する。

「円滑な利用に関する枠組み」に係る調整が整った空港・港湾について、具体的な名称を示すとともに、今後の運用・整備に係る基本的な方針を記載。

### 1. 運用

国土交通省及び防衛省は、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の船舶・航空機が平時から必要な空港・港湾等を円滑に利用できるよう、国土交通省と防衛省とインフラ管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施。これらを「特定利用空港・港湾」とする。

### 2. 整備

国土交通省は、「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業を促進。

### 3. その他

本方針を踏まえ、空港法・港湾法に基づく「基本方針」を改定。